

令和 7 年度

財政健全化審査意見書

三 朝 町 監 査 委 員

令和 7 年度決算における財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

三朝町監査委員 岸 田 昌 樹

三朝町監査委員 藤 井 克 孝

三朝町長 松 浦 弘 幸 様

目 次

1	審査の概要	4
2	審査の期間	4
3	審査の結果	
(1)	総合意見	4
(2)	個別意見（財政健全化判断比率）	4
(3)	個別意見（資金不足比率）	5
4	まとめ	5

【用語解説】

- ・ **財政健全化判断比率** … 自治体の財政状況を客観的に判断するための実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標の総称。
- ・ **実質赤字比率** … 標準財政規模に対する一般会計の赤字（実質収支）の割合。
- ・ **連結実質赤字比率** … 標準財政規模に対する一般会計、特別会計及び公営企業会計のすべての会計を合算した赤字（実質収支）の割合。
- ・ **実質公債費比率** … 標準財政規模に対する町債等の返済される公債費の割合で、3カ年の平均値で表される。
- ・ **将来負担比率** … 標準財政規模に対する一般会計の地方債現在高、公営企業等への繰出金などの将来的な負担見込額の割合。
- ・ **資金不足比率** … 会計の収入に占める資金不足の割合。

凡 例

- 1 表中の符号の用法は次のとおりである。

「△」…負数であるもの

「－」…該当数値がない場合、計算不能の場合

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和8年8月5日から令和8年8月6日までのうち2日間

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りなく適正に作成されているものと認められる。

【 財政健全化判断比率 】

(単位: %)

比率区分	令和 7年度	令和 6年度	令和 5年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0	30.0
実質公債費比率 (3カ年平均)	8.3	8.0	8.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	350.0	—

(2) 個別意見 (財政健全化判断比率)

早期健全化基準及び財政再生基準は大きく下回っている。

① 実質赤字比率 (△3.43%)

黒字を計上しており、実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率 (△28.04%)

全体では黒字を計上しており、連結実質赤字はない。

③ 実質公債費比率 (8.3%)

本年度は前年度と同じく、早期健全化基準を下回っている。

③ 将来負担比率 (△85.1%)

前年度より増加しているが、これに充当可能な財源が将来負担見込額を上回ることから、この比率はマイナスとなり、早期健全化基準を下回っている。

【 資金不足比率 】

(単位：％)

会計区分	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化 基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—		
温泉配湯事業特別会計	—	—	—	

※水道事業会計及び下水道事業会計（令和6年度～）は法適用企業、温泉配湯事業会計は法非適用企業

（３）個別意見（資金不足比率）

水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足比率算定の基礎となる流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率は発生しない。

法非適用企業の温泉配湯事業特別会計については、地方公営企業法による会計基準が適用されないため、資金不足比率は実質収支の額によって算定することとなり、赤字ではなく、資金不足比率は発生しない。

４ まとめ

財政健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも法律に定める基準を超えているものはなく、この法律に定める健全性は維持されている。